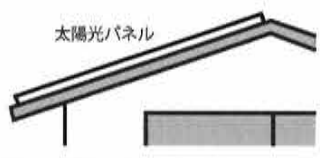
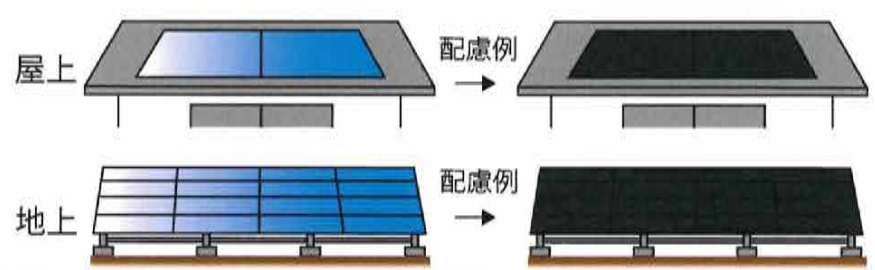
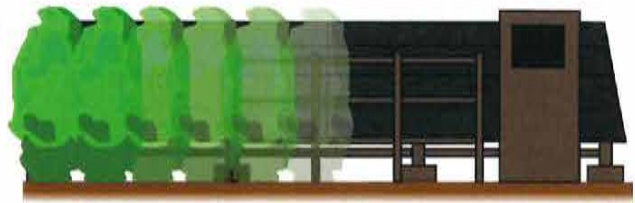


<2>太陽光発電施設

太陽光発電施設は景観に大きな影響を与えるため、第2種・第3種保護地区内で、四大観や主要な観賞の場からの眺望に影響が少ない場所以外では原則認めない。設置が認められる場所であっても、各地域の景観的特徴を踏まえた土地の選定を行い、第6－8表の取扱いを満たすこととする。

第6－8表 太陽光発電施設設置の取扱い

設置場所	屋上等	地上
事業規模	50㎡以上	50㎡以上
設置可能地区	第2種及び第3種	第2種及び第3種（※四大観及び主要な観賞の場の眺望に影響を与える場所以外）
敷地全体の景観配慮	<p>周囲の景観と調和を図ること。屋根勾配に合わせて設置すること。</p> 	<p>各設備の景観配慮を行ったうえで、敷地全体は周囲の景観との調和を図り、四大観及び周辺の観賞の場から目立たないようにすること。</p> <p>郷土種を用いた生け垣などによって、周囲から見た際に人工物の存在感を軽減させる工夫をすること。大規模な場合は植樹帯等で分節化すること。敷地の25%以上緑地（註5）を確保することが望ましい。</p>
各設備等の景観配慮	<p>パネル高・角度</p> <p>パネルを含めて各保護地区で示す建物高以内とすること。</p>	<p>原則として地上高1.5m以下とすること。</p> <p>傾斜角度を抑えること。</p>
	<p>パネル等色彩</p> 	<p>パネル・架台の色は光沢を抑えた黒色又は濃紺色、濃灰色など低明度・低彩度のものを使用すること。架台は仮設的なものを避け、周辺と調和したものとすること。</p>
付帯施設等		<p>電柱・フェンス等は必要最低限の高さ・数量とし、色彩は黒色系か濃茶系にすること。</p> <p>建築物（管理棟等）及び設備（器盤・照明灯等）は、規模を抑え、黒色系か濃茶系の色彩とすること。また、郷土種による植栽や自然物で遮蔽すること。</p>  <p>植栽等による遮蔽/付帯施設・架台は濃茶系</p>
施設管理	<p>施設の管理を適切に行うこと。</p>	<p>稼働が停止し、再開の見込みが立たないときは、速やかに施設の撤去を行い、景観に配慮した跡地の整備を行うこと。</p>

註5：緑地面積率は、事業敷地面積からパネル設置区域（パネル占有＋パネル列間の空地）及び管理用通路・フェンス等の管理施設区域を除いた区域の面積を事業敷地面積で除したものの。